

播磨町高齢者運転免許証自主返納奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、奨励金を交付することにより、運転免許証の自主返納を促進し、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、奨励金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期限内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を公安委員会に返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、播磨町の住民基本台帳に記載されている者で、満65歳となった日以後に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けたものとする。

(奨励金の内容)

第4条 奨励金の金額は5,000円とし、西日本旅客鉄道株式会社が発行するICカード「ICOCA」（以下「ICOCA」という。）の現物支給により交付する。ただし、奨励金の金額にはICOCAのカード発行預り金を含むこととする。

2 前項に規定する奨励金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。ただし、播磨町その他の自治体より、この要綱と同趣旨の補助等を既に受けた者は、前項の奨励金の交付を受けることができない。

(交付の申請)

第5条 前条第1項に規定する奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、播磨町高齢者運転免許証自主返納奨励金交付申請書（様式第1号）に運転経歴証明書の写しを添えて、町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、当該申請者に対し奨励金を交付するものとする。

(申請期限)

第7条 交付の申請は、運転経歴証明書の交付を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

(ICOCA等の返還)

第8条 町長は、奨励金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたと認めるときは、ICOCAの返還を求めることができる。また、ICOCAを既に使用した場合については、使用した額面分の現金による返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(播磨町高齢者運転免許証自主返納支援補助金等交付要綱の廃止)

2 播磨町高齢者運転免許証自主返納支援補助金等交付要綱（平成27年要綱第9号）は、廃止する。

様式第1号（第5条関係）

播磨町高齢者運転免許証自主返納奨励金交付申請書

令和 年 月 日

播磨町長 様

(申請者)

住所 播磨町

氏名

電話番号

生年月日 S・T 年 月 日生

(満 歳)

播磨町高齢者運転免許証自主返納奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

運転経歴 証明書交付日	令和 年 月 日
奨励金の内容	ICOCA 5,000円分 (カード発行預り金500円を含む)

*添付書類

運転経歴証明書の写し